その他告示

○内閣官房、内閣府、デジタル庁、復興庁告示第一号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十七条第二項、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十八条第二項、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第二項及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十五条第二項の規定に基づき、令和七年十月一日現在の行政機関の組織を次のとおり告示する。

令和七年十二月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

Ⅰ内閣府
内閣総理大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
内閣官房副長官３
内閣府副大臣３（復興副大臣の職を兼ねる副大臣を除く。このほか、デジタル庁又は他省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。）
内閣府大臣政務官３（このほか、デジタル庁又は他省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができる。）
事務次官

１本府
内閣府審議官２
防災監

Ａ内部部局
大臣官房［官房長、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官18(併任の者を除く。うち２は内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれる。)、参事官９（併任の者を除く。うち３は内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれる。)、総務課、人事課、会計課、企画調整課、政策評価広報課、公文書管理課、政府広報室、厚生管理官］
政策統括官10［参事官34(併任の者を除く。)］
独立公文書管理監［参事官２（併任の者を除く。)］
賞勲局［総務課、審査官３］
男女共同参画局［総務課、推進課、男女間暴力対策課］
沖縄振興局［総務課、参事官４］

Ｂ重要政策に関する会議
経済財政諮問会議
総合科学技術・イノベーション会議
国家戦略特別区域諮問会議
中央防災会議
男女共同参画会議

Ｃ審議会等
宇宙政策委員会
民間資金等活用事業推進委員会
日本医療研究開発機構審議会
食品安全委員会
事務局
土地等利用状況審議会
休眠預金等活用審議会
公文書管理委員会
障害者政策委員会
原子力委員会
地方制度調査会
選挙制度審議会
衆議院議員選挙区画定審議会
国会等移転審議会
事務局
公益認定等委員会
事務局
再就職等監視委員会
事務局
退職手当審査会
新技術等効果評価委員会
消費者委員会
事務局
沖縄振興審議会
規制改革推進会議
税制調査会

Ｄ施設等機関
経済社会総合研究所
迎賓館

Ｅ特別の機関
地方創生推進事務局
知的財産戦略推進事務局
科学技術・イノベーション推進事務局
健康・医療戦略推進事務局
宇宙開発戦略推進事務局
北方対策本部
北方対策副本部長
総合海洋政策推進事務局
金融危機対応会議
民間資金等活用事業推進会議
孤独・孤立対策推進本部
高齢社会対策会議
中央交通安全対策会議
犯罪被害者等施策推進会議
消費者政策会議
国際平和協力本部
国際平和協力副本部長
事務局
日本学術会議
副会長３
第一部、第二部、第三部［それぞれに副部長及び幹事２を置く。］
幹事会
日本学術会議連携会員
事務局
官民人材交流センター
官民人材交流副センター長
食品ロス削減推進会議
原子力立地会議

Ｆ地方支分部局
沖縄総合事務局［事務所］
国有財産地方審議会
地方交通審議会
沖縄位置境界明確化審議会

２外局等
⑴宮内庁
宮内庁長官
宮内庁次長

Ａ内部部局
長官官房［審議官、宮務主管、皇室経済主管、皇室医務主管、参事官２、公文書監理官、秘書課、総務課、宮務課、主計課、用度課］
侍従職［侍従長、侍従次長、女官長、侍医長、侍従７、女官６、侍医３］
上皇職［上皇侍従長、上皇侍従次長、上皇女官長、上皇侍医長、上皇侍従６、上皇女官６、上皇侍医５］
皇嗣職［皇嗣職大夫、皇嗣職宮務官長、皇嗣職侍医長、皇嗣職宮務官10、皇嗣職侍医３］
式部職［式部官長、式部副長２、式部官３］
書陵部［図書課、編修課、陵墓課］
管理部［管理課、工務課、庭園課、大膳課、車馬課、宮殿管理官］

Ｂ施設等機関
正倉院事務所
御料牧場

Ｃ地方支分部局
京都事務所

⑵公正取引委員会
委員長
委員４

Ａ内部部局
事務総局
［事務総長、審判官３］
官房［総括審議官、デジタル・国際総括審議官、政策立案総括審議官、審議官２、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化参事官、参事官２、総務課、人事課、国際課］
経済取引局［総務課、調整課、企業結合課］
取引部［取引企画課、企業取引課］
審査局［審査管理官２、管理企画課、審査長５、訟務官］
犯則審査部［特別審査長２］

Ｂ地方機関
地方事務所５［支所］
＜北海道、東北、中部、近畿中国四国、九州＞